

修成建設専門学校

学校生活の手引き

授業編（カリキュラム・出欠等）

学則ならびに学則施行細則に基づきます。（入学時に配布している『便覧』に記載）

本手引きは『便覧』に記載されている項目から一部を抜粋したものです。

各種事務手続きについては、年度途中であっても手続き方法等を変更する場合があります。

1. 授業時間

第1本科(昼)	1限	9:00～10:30
	2限	10:40～12:10
	3限	13:00～14:30
	4限	14:40～16:10
(全科共通基礎専門科目)	5限	16:30～18:00
第2本科(夜)	6限	18:20～19:50
	7限	20:00～21:30

2. カリキュラム・シラバス

カリキュラム・シラバスは[こちら](#)

3. 授業への出席と欠席について

授業は毎回出席することを前提にカリキュラムが組み立てられていますので、出席して授業を受けていることが成績評価の大前提となります。

やむを得ず遅刻・欠席する場合は、学生ポータルサイトの「[修成オンライン申請システム](#)」から必ず「遅刻届」「欠席届」を提出してください。

▶遅刻について

授業開始から30分までを遅刻として取り扱います。30分を超えると欠席となります。

1つの科目につき、第1本科(昼)4回遅刻、第2本科(夜)6回遅刻で1回の欠席とみなします。

▶出欠席について

科目ごとの欠席	原則として規定時間の1/3を超えて欠席すると、出席時間不足と判定され、本試験が不合格判定となるとともに、追試験を受けることはできません。
その日の欠席	その日に開講する授業全てに欠席すると欠席日として計上され、カリキュラムに定められている年間授業日数の1/3を超えて欠席すると、年間出席時間不足として原級留置(留年)処分となります。

4. 気象警報

休講となる警報は「[暴風警報](#)」「[特別警報](#)」ですが、内容に関わらず「命を守る行動」をとってください。その他の警報(土砂災害警戒情報等)については状況に応じ対応します。(学生ポータルで案内)

▶大阪市・北大阪・東部大阪・南河内・泉州・阪神のいずれかの地区に

「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合

第1本科(昼)	6:00 時点で発令	その日の全ての授業を休講とする
	6:00 を過ぎて発令	発令された時点でその日の授業を全て休講とする
第2本科(夜)	16:00 時点で発令	その日の全ての授業を休講とする
	16:00 を過ぎて発令	発令された時点でその日の授業を全て休講とする

▶上記以外の地域であって、自宅付近に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合
学籍簿に登録されている現住所付近で暴風警報・特別警報が発令されている場合は、公欠として認められる場合があります。

「[修成オンライン申請システム](#)」から「欠席届」の提出ならびに「公欠願」の申請を行ってください。

5. 交通機関の不通

交通機関の遅延は原則として欠席として取り扱います。

ただし、交通機関のストライキや風水害、地震などによって運行を中止している場合は、「[修成オンライン申請システム](#)」から「欠席届」の提出ならびに「公欠願」の申請を行ってください。

なお、公欠願に対しては審査がありますので、必ず認められるものではありません。

6. 公欠(公認欠席)の取り扱い

「[修成オンライン申請システム](#)」から「欠席届」を提出した後に公欠願の申請が必要です。公欠を願い出る場合、証明する書類が必要です。

病気等	学校保健安全法の基づく感染症による出席停止 (※1)																
冠婚葬祭	遠隔地に赴くときは、移動にかかる往復の日数を加えて申請することができる																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">慶事(結婚式)</th> <th colspan="2">忌引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人の結婚</td> <td>5日</td> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の結婚</td> <td>1日</td> <td>祖父母・兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>親の結婚</td> <td>1日</td> <td>おじ・おば・曾祖父母</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	慶事(結婚式)		忌引		本人の結婚	5日	父母	7日	兄弟姉妹の結婚	1日	祖父母・兄弟姉妹	3日	親の結婚	1日	おじ・おば・曾祖父母	1日
	慶事(結婚式)		忌引														
	本人の結婚	5日	父母	7日													
兄弟姉妹の結婚	1日	祖父母・兄弟姉妹	3日														
親の結婚	1日	おじ・おば・曾祖父母	1日														
就職活動 大学編入学試験	5社(校)まで申請することができる。 ただし、前日までに活動内容を届け出て、活動終了後1週間以内に報告書・公欠の願い出をすること。 《留意事項》 ・活動の届出は必ず事前に行う必要がある ・事前に許可をとっていない活動は欠席となる ・インターンシップは公欠とはならない																
火災・その他の天災	10日以内の必要な日数																
外国籍の者	本人が出入国在留管理局に出向く場合、午前・午後のいずれか半日を限度に願い出ることができる。ただし、公欠を希望する日に半日以上空きがある場合は願い出ることはいできない。																

(※1)学校保健安全法の基づく感染症による出席停止

出席停止期間はあくまでも基準であり、症状は個人差があるため、全てにおいて医師の指示に従ってください。

第三種は原則として公欠とはなりません、医師の診断により出席させることが危険であると判断された場合は、学校長の許可を得て公欠とすることができます。

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒したと診断されるまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
	その他の伝染病	出席停止の措置が必要と考えられる伝染病